

高齢者虐待を許しません！

— 尊厳ある日々を送るために —

高齢者の多くの方が、介護や療養が必要になっても「可能な限り長く住みなれた自宅に住み続けたい」と希望しています。しかし、増え続ける介護を必要とする高齢者に対し、核家族化等に伴う家族養護者の減少、重度化する介護負担等を要因として、全国的に家族（養護者等）による高齢者に対する虐待問題が急速に表面化しています。

虐待は、人間の自由と生存に対する重大な人権侵害です。高齢者が高齢者としての尊厳を保持し、明るい未来を迎えるため、日ごろから高齢者虐待が起きない地域の構築が大切となります。

平成18年4月1日に施行された高齢者虐待防止法「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、高齢者が尊厳をもって、日々安心して生活を送っていただくことを目的としています。

この法律では、虐待を受ける高齢者への支援はもちろんです。介護の負担や介護疲れがその大きな原因となることも多いことから、虐待を行っている養護者に対しても介護負担等の軽減措置を講じていくといった支援も盛り込まれています。

虐待のリスク要因

高齢者虐待は、年齢・経済状態など特定の人や家族に限って起こる問題ではなく、あらゆる人々にリスク要因があるものと捉え、「身近なもの」と考える必要があります。

高齢者虐待は、多くの要因が複雑に関与していると考えられます。リスク要因を有するからといって直ちに虐待が起きるとは言えませんが、その家庭に対し何らかの支援を行うことが必要となります。

虐待の種類と具体例

高齢者本人の権利が侵害されている状態であれば、養護者等が虐待をしているという自覚や、高齢者自らが虐待を受けている自覚は問題ではなく、客観的にみて権利が侵害

虐待のリスク要因

虐待を受ける側

加齢やけがによる動作の低下、虐待者との過去の関係、要介護状態、認知症の発症・悪化、判断力の低下、収入がない、性格、借金・浪費癖、精神不安定状態、相談者がいない、疾病・障害など。

虐待をする側

高齢者に対する恨み、介護負担（ストレス）、金銭管理能力がない、キャンセル等の借金・浪費癖、アルコール依存、性格、相談者がいない、親族からの孤立、精神不安定・潔癖症など。

その他

親族関係の悪さから孤立、近隣・社会との関係の悪さから孤立、家族の力関係の変化（主要人物の死亡等）、家屋の老朽化・不衛生、人通りの少ない環境、暴力の世代間・家族間連鎖など。

